

教育委員会名義後援に関するしおり

【名義後援とは？】

小田原市教育委員会後援の名義を使用することができます。
事業等に対し教育委員会が経費の負担はしません。

【承認基準について】

下記（１）～（３）すべての基準が満たされる必要があります。

（１）主催者について

- ・ 学校教育関係団体、社会教育関係団体その他教育委員会が適当と認める団体等
- ・ 主催者の存在が明らかであること
- ・ 役員その他事業関係者の住所、身分が明らかであること
- ・ 団体の構成が特定地域の住民又は同好者等を対象としたものでなく、全市的又はそれ以上の範囲若しくは規模で組織されているもの
- ・ 事業等を行うことを主たる目的とし、規約、会則等の規程があり、団体の意思が明らかであるもの
- ・ 堅実な活動実績を有し、事業遂行能力が十分であると判断されるもの
- ・ 特定の政党や宗教その他政治的団体及び宗教的団体を支持していないもの

（２）事業内容について

- ・ 事業等の目的及び内容が市民の教育、学術、文化、体育等の向上発展又は青少年の健全育成に寄与するもの
- ・ 営利を目的としない事業等で商業的行為及び活動をしないもの。ただし、純益の使用目的が学校教育、社会教育又は福祉向上のためにあるものは、この限りでない。

（３）その他

- ・ 事業等の開催、開設の場所が公衆衛生、災害防止等について十分の設備又は措置が講じられていること。

【手続きの方法、手順】

【申請】

教育委員会名義後援承認申請書を、事業等を実施しようとする日の10日前までに、名義後援承認申請書（[様式第1号](#)）をご記入のうえ、下記添付書類を添えて教育委員会に提出してください。

添付書類

- （１）役員・構成員等の名簿
- （２）規約・会則等
- （３）事業等の計画書
- （４）入場料有の場合は予算書

※入場料無で参加料等を徴収する場合も予算書を提出してください。

(5) その他の必要書類

提出方法

(1) 郵送

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地 教育総務課 行

(2) 持参

小田原市役所 5階 紫通路 教育総務課

【承認】

申請を審査し承認した場合は、教育委員会名義後援承認書をお送りします。なお、承認にあたって下記条件をつけています。

○承認条件

- (1) 申請当時の事業計画に変更があった場合は、直ちに届け出てください。
- (2) 承認書を交付した後においても、虚偽の申請により承認を受けたことが判明したとき又は教育委員会が取消しを必要と認めるときは、その承認を取り消すことがあります。
- (3) 前号の場合において、申請者が損害を受けても、教育委員会は、その賠償の責めを負いません。
- (4) 事業終了後 30 日以内に事業報告書を提出してください。
- (5) 事業等に対しては、教育委員会は経費を負担しません。

【事業報告】

事業等終了後 30 日以内に事業報告書（[様式第3号](#)）を提出してください。その際には、実施内容のわかる書類もあわせて提出願います。また、入場料有の場合は、収支決算書も添付してください。（入場料無で参加料等を徴収している場合も収支決算書を添付してください。）

問い合わせ先
教育部 教育総務課 総務係
電話 0465-33-1671